

令和3年10月22日
秋田県生活環境部環境整備課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

- (1) 行政処分を受けた者（以下「対象者」という。）の氏名（法人にあつては名称）
株式会社北日本重量
- (2) 対象者の事務所及び事業場の所在地
北海道旭川市永山北二条八丁目9番地6
- (3) 許可の種類及び許可番号
特別管理産業廃棄物収集運搬業（許可番号：00551128985）
- (4) 行政処分の内容及び理由
特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
対象者の役員が、法第14条第5項第2号イに規定する第7条第5項第4号ハに該当したことから、対象者が第14条第5項第2号ニに該当するに至った。このことは、第14条の6において準用する第14条の3の2第1項第4号に規定する許可の取消し事由に該当する。
- (5) 行政処分の年月日
令和3年10月22日